

【令和7年度予算概算決定額 10,748 (9,638) 百万円】
 (令和6年度補正予算額 5,416百万円)

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設等の導入**を地方と連携して**親元就農も含めて支援**するとともに、**就農に向けた研修資金、経営開始資金の交付**、地域における**農地の受け手確保**に向けた**新規就農者の誘致環境の整備等**の取組を支援します。また、農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**、**就農相談会の開催等**の取組を支援します。

40代以下の農業従事者の拡大

就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の２倍を国が支援します。

① 新たに経営を開始する者に対して、資金を交付します。

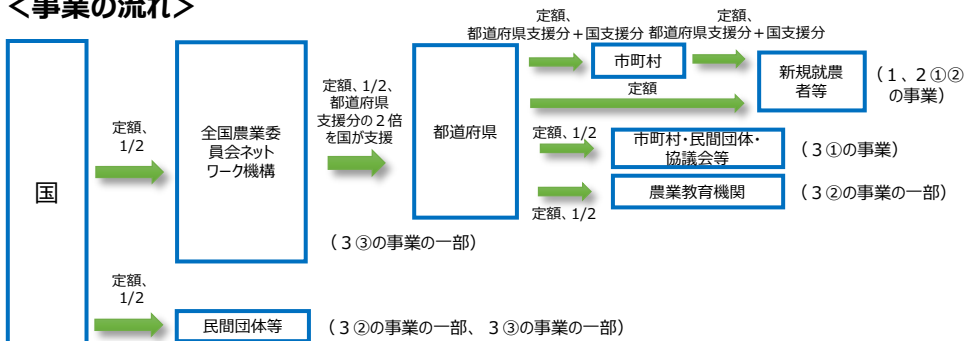
② 研修期間中の研修生に対して、資金を交付します。

① 地域計画の策定により明らかになる受け手のいない農地に新規就農者を誘致するための体制づくり、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動及び研修農場の整備を支援します。

② 農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化を支援します。

③ 就農相談会の開催等による**多様な人材の確保**を支援します。

親元就農者を含む新規就農者の経営継承・発展の取組を支援するとともに、就農前後の資金面、教育環境の整備等を支援します。



(機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象)

対象者：認定新規就農者※²（就農時49歳以下）

支援額：補助対象事業費上限1,000万円（2①）

補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2 〈例〉国1/2、都道府県1/2）

特別枠：将来像が明確化された地域計画等に位置付けられる者に対する「地域計画早期実現支援枠」を設定

「機械・施設等の修繕・移設・撤去（補助率 国：1/3、都道府県又は市町村：1/3（任意））を支援」

対象者：認定新規就農者※⁴（就農時49歳以下）

支援額：12.5万円/月(150万円/年)^{※5}

×最長3年間

補助率：国10/10

対象者：研修期間中の研修生(就農時49歳以下)

支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5

×最長2年間

補助率：国10/10

- ・新規就農者の誘致体制の整備
複次機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践
就農前後の方々に対するトータルサポート活動
- ・研修農場の整備
実践的な研修を行う研修農場に必要な農業用機械・設備の導入、施設整備

- ・農業機械・設備等の導入
- ・国際的な人材育成に向けた海外研修
- ・スマート農業、環境と調和のとれた農業等のカリキュラム強化
- ・現場実習や出前授業の実施
- ・先進的な教育・研修モデルの創出 等

※ 1 取組計画に応じた事業採択方式で実施

※2 新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）が対象

※ 3 前年の世帯所得が原則600万円以下の者を対象

※ 4 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)のうち経営発展に向けた取組を行い、

新規参入者と同等の経営リスクを負う者が対象

※5 支払方法（月毎、半年等）は交付主体による選択制

スマート農業教育推進

【令和7年度予算概算決定額 38（一）百万円】

<対策のポイント>

スマート農業の実装に当たっては、**スマート農業機械等を使いこなし、データを経営に活かすことができる人材の育成が重要**です。
このため、農業大学校や農業高校等の学生や農業者等が、**スマート農業について体系的に学ぶことができる環境整備**を行います。

<事業目標>

スマート農業技術の活用割合を50%に向上〔令和12年度まで〕

<事業の内容>

<事業イメージ>

スマート農業に精通する人材の育成を進めるためには、**就農を志す学生や経営を発展させたい農業者等が、スマート農業技術を体系的に学習**できる環境整備を進める必要があります。このため、以下の取組を行います。

1. スマート農業のオンライン講座

スマート農業技術の基礎知識や経営効果、データの取得・分析・活用方法など、**スマート農業を体系的に学習できるオンライン講座**を開講します。

2. スマート農業の体験型研修

スマート農業技術を直接体験できる研修を全国各地で実施します。

<事業の流れ>



1. スマート農業のオンライン講座の実施



【内容】

スマート農業を体系的に学習できるオンライン講座（e-ラーニング）を開講

2. スマート農業の体験型研修



【内容】

全国各地でのスマート農業研修

農林水産業におけるロボット技術安全性確保策検討

【令和7年度予算概算決定額 50（－）百万円】

<対策のポイント>

農業機械の自動走行など生産性の飛躍的な向上につながる**先端ロボットの現場実装を実現するため、安全性確保策の検討を推進**します。

<政策目標>

スマート農業技術の活用割合を50%に向上〔令和12年度まで〕

<事業の内容>

遠隔監視によるロボット農機の自動走行システムの実用化・現場実装に向けて、

- ① 遠隔監視による自動走行（ほ場間移動を含む）を安全に行うために必要な**技術等の検証**
- ② 上記の検証結果等に基づいて実施する、遠隔監視で用いるロボット農機の現場実装に際して必要な**安全性確保策の検討**

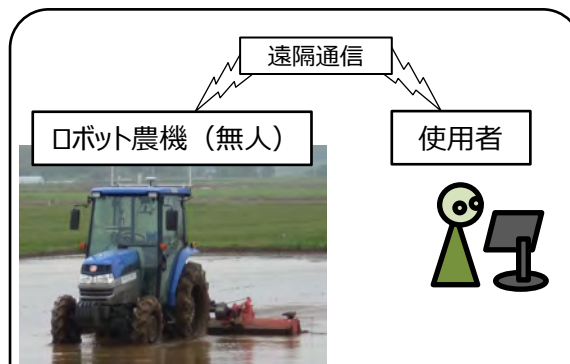
等の取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

遠隔監視によるロボット農機の自動走行システム



【ロボット農機の機能】

- ・ 無人で自動走行、作業（ほ場間移動を含む）
- ・ 周囲を監視し、人や障害物等を検知
- ・ 非常時には、周囲への警告や自動停止を実施

【使用者の役割】

- ・ ロボット農機を遠隔監視

現場実装に向けた技術開発が進行中

現場実装に向けては、**安全技術等の検証
及び安全性確保策の検討が必要**

自動走行のための安全技術等の検証

遠隔監視による自動走行を安全に行うために必要な要件を現場で検証

- ロボット農機の安全機能等
- ほ場、進入退出口、道路、通信環境等



安全性確保策の検討

- 有識者（メーカー、大学、生産者、研究者等）を招へいして検討委員会を設置
- 遠隔監視で用いるロボット農機に必要な安全性確保策を検討し、ガイドライン改正等の取組を推進



10 畜産生産力・生産体制強化対策事業

【令和7年度予算概算決定額 774（778）百万円】

<対策のポイント>

肉用牛・乳用牛・豚・鶏の改良や牛個体識別番号と関連する生産情報等を集約・活用する体制整備を推進するとともに、肉用牛の肥育期間の短縮・出荷時期の早期化や和牛の信頼確保のための遺伝子型の検査の支援により、畜産物の生産力及び生産体制の強化を図ります。

<事業目標> [平成30年度→令和12年度まで] ※

- 生乳生産量：728万t→780万t
 - 牛肉生産量：33万t→40万t
 - 豚肉生産量：90万t→92万t
 - 鶏肉生産量：160万t→170万t
 - 鶏卵生産量：263万t→264万t
- (※目標は酪肉近に記載。令和7年3月末目途に改訂予定)

<事業の内容>

1. 家畜能力等向上強化推進

遺伝子解析技術等を活用した新たな評価手法や始原生殖細胞（PGCs）保存技術等により、生涯生産性の向上、遺伝的多様性を確保した家畜の系統・品種の活用促進、肉質・繁殖能力の改良の加速化等を推進する取組を支援します。

2. 畜産情報活用強化対策

畜産関係団体やITベンダー等が連携し、牛の個体識別番号と当該牛に関連する生産情報等を併せて集約し、活用する体制を整備する取組等を支援します。

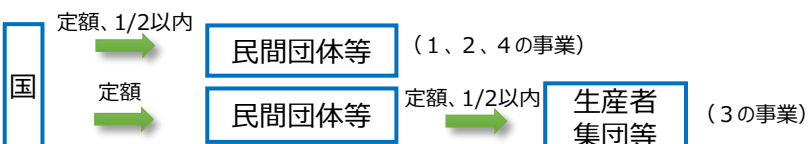
3. 肉用牛短期肥育・出荷月齢の早期化推進

肉用牛生産における生産コストの削減や環境負荷の低減に資する、肉用牛の肥育期間の短縮・出荷時期の早期化を推進するため、
① 意欲ある生産者団体による先行地調査、実証等の取組
② 早期出荷牛肉の認知度向上、理解醸成を図るための品質評価等の取組を支援します。

4. 和牛の信頼確保対策

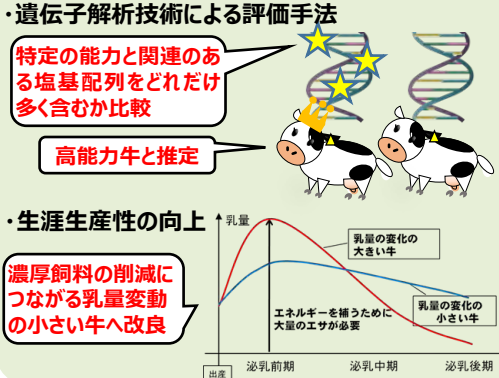
我が国の貴重な知的財産である和牛の血統に関する信頼を確保するため、遺伝子型の検査によるモニタリング調査を推進する取組を支援します。

<事業の流れ>

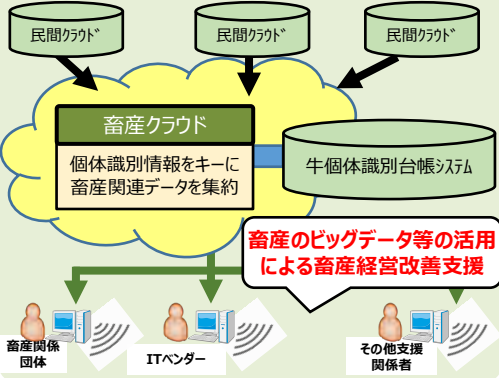


<事業イメージ>

1. 家畜能力等の向上強化



2. 畜産情報活用強化対策



3. 肉用牛短期肥育・出荷月齢の早期化推進



4. 和子牛の遺伝子型の検査



[お問い合わせ先] (1、3①、4の事業) 畜産局畜産振興課 (03-6744-2587)
(2の事業) 畜産振興課 (03-3501-3777)
(3②の事業) 食肉鶏卵課 (03-3502-5989)

農業農村整備事業＜公共＞

【令和7年度予算概算決定額 333,139（332,623）百万円】
（令和6年度補正予算額 203,660百万円）

＜対策のポイント＞

競争力強化のための農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保安全管理、農地等の湛水被害防止対策、ため池の防災・減災対策、流域治水対策、農道や集落排水等の生活インフラの整備等を推進します。

＜事業目標＞

- 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上[令和7年度まで]）
- 更新が早期に必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合（10割 [令和7年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備 （農業競争力強化対策）

担い手への農地の集積・集約化や高収益作物への転換を図るため、農地中間管理機構との連携等により、**農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化等の基盤整備**を推進します（高収益作物・畑作物の作付に応じた促進費等を併せて交付）。また、水利用の高度化や水管理の省力化を図るため、**パイプライン化やICTの導入等による新たな農業水利システムの構築**等を推進します。

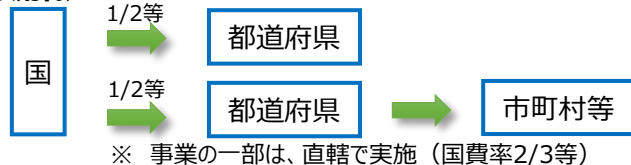
2. 農業水利施設の戦略的な保安全管理、防災・減災対策 （国土強靱化対策）

老朽化した**農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保安全管理、農地等の湛水被害防止対策、ため池の防災・減災対策、流域治水対策**等を推進します。

3. 農村生活環境施設の戦略的な保安全管理、防災・減災対策 （国土強靱化対策）

農村に人が安心して住み続けられる条件を整備するため、**農道や集落排水施設、地域資源活用施設の整備**等を推進します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 農業競争力強化対策

● 農地の大区画化



● 高収益作物・畑作物への転換



2. 農業水利施設の保全、防災・減災対策



3. 農村生活環境施設の保全、防災・減災対策

● 情報通信環境の整備 （関連事業）

● 農道の整備



● 農業集落排水施設の整備



【お問い合わせ先】 農村振興局設計課（03-3502-8695）16

農地耕作条件改善事業

【令和7年度予算概算決定額 19,843（19,843）百万円】

＜対策のポイント＞

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、スマート農業の導入、水田貯留機能の向上に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせ支援します。

＜事業目標＞

基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

地域の多様なニーズに応じて、以下の1～6を支援します（1～6は組み合わせることが可）。

1. 農地集積促進

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の担い手への集積に向けたきめ細かな耕作条件の改善を支援します。

2. 高収益作物転換

高収益作物への転換に向けた基盤整備に加え、輪作体系の検討や栽培技術の研修会、高付加価値農業施設の設置等の高収益作物への転換に必要な取組を支援します。

3. スマート農業導入

スマート農業の導入に向け、基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等を支援します。

4. 病害虫対策

農地の土層改良や排水対策等の病害虫の発生予防・まん延防止に必要な基盤整備等を支援します。

5. 水田貯留機能向上

水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備等を支援します。

6. 土地利用調整

多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備等を支援します。

※地域計画内における整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、機構集積推進費の活用が可能

※高収益作物の転換割合に応じ、高収益作物導入促進費の活用が可能

（事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象外の農地となる場合、高収益作物導入推進費の活用が可能）

【実施区域】 農振農用地のうち地域計画の策定区域等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上 等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

きめ細かな耕作条件改善への支援



高収益作物への転換に向けた支援



スマート農業導入への支援



「田んぼダム」の取組支援



病害虫対策への支援



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

日本型直接支払のうち
中山間地域等直接支払交付金

【令和7年度予算概算決定額 28,460（26,100）百万円】

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けた農業生産活動の継続を支援**します。

＜事業目標＞

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止〔令和7年度から令和11年度まで〕

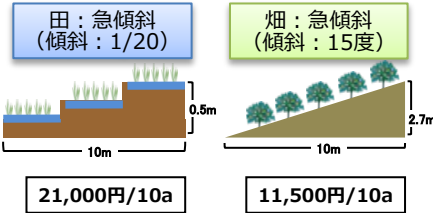
＜事業の内容＞	＜事業イメージ＞
---------	----------

1. 中山間地域等直接支払交付金 27,560（25,800）百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、**農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付**します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000
畑	急傾斜（15度～）	11,500
	緩傾斜（8度～）	3,500



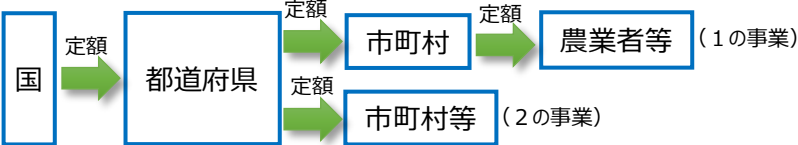
「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「ネットワーク化活動計画※1の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

※1 複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 900（300）百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

＜事業の流れ＞



【対象地域】中山間地域等
（地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等
【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（ネットワーク化活動計画の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕 棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	10,000円（田・畑） 14,000円（田・畑）
超急傾斜農地保全管理加算 超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	6,000円（田・畑）
ネットワーク化加算 【上限額：100万円/年】 ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援※2	10,000円（最大※3） （地目にかかわらず）
スマート農業加算 【上限額：200万円/年】 スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	5,000円（地目にかかわらず）

※2 第5期対策（R2～R6）で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定
※3 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動
（～5ha部分）10,000円／10a、（5ha～10ha部分）4,000円／10a、（10～40ha部分）1,000円／10a
（注）本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課（03-3501-8359）18

戦略的研究開発知財マネジメント強化事業【拡充】

【令和7年度予算概算決定額 50（24）百万円】

<対策のポイント>

- スマート農業技術活用促進法では、「スマート農業技術等に関する知的財産の保護及び活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする」とされており、**農業の国際競争力の向上等に向け、研究成果の効果的な社会実装のため一層の知財マネジメントを推進。**

<政策目標>

- 知財専門家によるプッシュ型支援と知財担当者間のネットワーク構築を通じた、公的研究機関の**知財マネジメントの強化と継続的な知的財産マネジメント体制の実現**

<事業の内容>

1. 研究開発段階からのプッシュ型支援による知財マネジメントの普及・啓発

- **弁護士等の知財専門家による公的研究機関等へプッシュ型の助言・指導を行うことで、公的研究機関等の課題を明らかにし、知財に関する課題を解決します。**

- 課題例
- ・ 研究開発段階の社会実装に有効な知的財産の選択
 - ・ 研究成果を見据えた研究開発段階からの秘匿化やノウハウの管理方法 等

2. 研究開発段階の知財マネジメントネットワークの構築支援

- スマート農業技術等の研究成果の社会実装の一層の加速化のため、**公的研究機関等の知財担当者によるネットワークを構築し、侵害対応等、公的研究機関等が連携・情報共有することで知財マネジメント力を効果的に強化できる取組を支援**するとともに、これらの取組に対する**知財専門家による支援**を行い、知財マネジメント強化を推進します。

<事業の流れ>



民間団体等

<事業イメージ>

プッシュ型支援による 知財マネジメントの普及・啓発

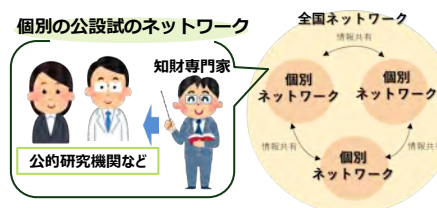
知財専門家によるプッシュ型の助言・指導を実施



組織における
知財マネジメントの向上

研究開発段階の知財マネジメント ネットワークの構築支援

知財マネジメント強化に取り組む公設試等で形成するネットワークの構築を支援



継続的な知財マネジメント
体制の実現

【お問い合わせ先】 農林水産技術会議事務局研究企画課（03-3502-7436）

⑦スマート農業技術の活用促進に向けた協議会の設置・運営

【令和7年度予算概算決定額 125（－）百万円】

<対策のポイント>

スマート農業技術の開発及び普及の好循環の形成を推進していくため、農業者、農業支援サービス事業者、スマート農業技術の開発を行う事業者、地方公共団体、農業関係団体、大学等が参加するスマート農業技術の活用促進に向けた協議会（スマート農業イノベーション推進会議（IPCSA））を設置し、同会議が実施するマッチング支援、情報の収集・発信・共有、技術指導の研修等の活動を支援します。

また、スマート農業技術に係る国内外の研究開発や実用化の動向等を調査し、協議会の活動促進に貢献します。

<政策目標>

スマート農業技術の活用割合を50%に向上〔令和12年度まで〕

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. スマート農業技術の活用促進に向けた協議会の設置・運営

生産現場のニーズに対応した技術開発や開発された技術の効果を最大限発揮させる生産方式の導入等による開発及び普及の好循環を図るため、スマート農業イノベーション推進会議（IPCSA）が行う、

- ① 生産側と開発側双方の多様なプレーヤー同士のマッチング
- ② 生産現場の課題やスマート農業技術等の情報の収集・発信・共有
- ③ スマート農業技術の習得に向けた実践的な研修の実施や指導者の派遣
- ④ 業界横断的な課題に対応するためのスマート農業に関する検討会
- ⑤ スマート農業技術の開発や普及に係る革新的な取組への表彰・発表等の活動を支援します。

2. スマート農業技術の活用促進に係る調査

スマート農業技術に係る国内外の研究開発・実用化の動向把握や優良事例の分析、標準化に向けた各地域の栽培方法の調査等を実施し、協議会の活動促進に貢献します。

マッチング支援



情報の収集・発信・共有



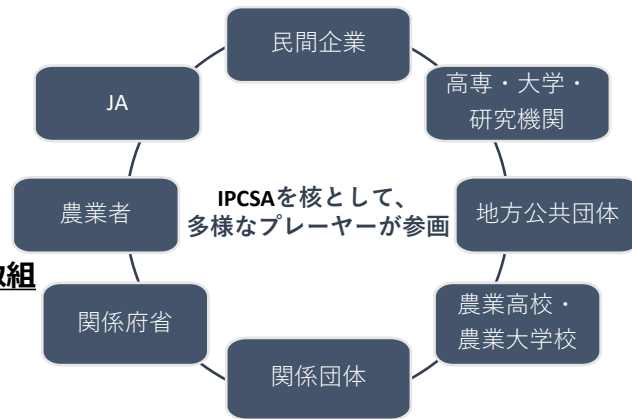
技術研修・習得サポート



課題対応に向けた検討会

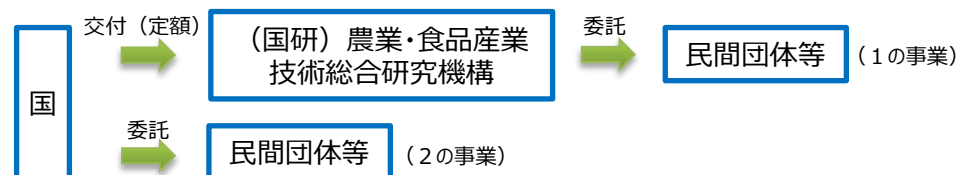


革新的な取組の表彰



スマート農業技術の開発及び普及の好循環を形成

<事業の流れ>



スマート農業技術の活用の促進に係る調査

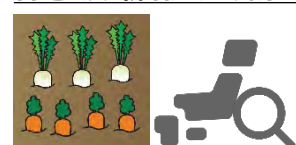
研究開発・実用化の動向把握



優良事例の分析



各地域の栽培方法の調査



<対策のポイント>

社会的課題に対応する農林水産・食品分野の国際標準化の議論に積極的・戦略的に関与する取組を実施するとともに、社会的課題への対応に寄与する新たなJAS等の規格の活用・啓発に向けた取組や、これらの分野の新規規格の制定等を推進します。

<事業目標>

○ 農林水産・食品分野において我が国が強みを有する技術・取組を国際標準に反映

○ JAS規格の制定件数（91件〔2023年〕→100件〔2030年〕）

<事業の内容>

1. 国際標準の議論への積極的・戦略的な関与 4（6）百万円

① 国際標準化機構（ISO）における「スマート農業」に関連する国際標準化の議論の動向を把握し、我が国の強みのある分野における新たなJASの制定やISO提案についての戦略を検討します。

② ISOにおける国際標準化の議論に積極的・戦略的に対応するため、ISOに新たに設置されたスマート農業関連の専門委員会等に対応するための国内委員会を設置し、国内体制を整備します。

2. 社会的課題に対応する規格等の活用・普及推進調査事業 8（8）百万円

① 持続可能な食料システムに貢献するJAS等の規格について、認証製品の取扱いの具体的な意義等について事例収集し、これらの規格の認知度向上・普及のための素材を作成します。

② ①の素材を活用したセミナー等を通じて、流通・小売業者等に規格の意義や効果等をPRする取組を行います。あわせて、規格の認証事業者やその製品を取り扱う流通事業者等が、消費者に対しこれらの規格をPRする取組を推進します。

③ 生産者・食品事業者を対象として、規格・認証の意義・機能・効果等を理解し、普及できる人材の育成のための研修会を実施します。

④ 社会的課題への対応に寄与する新規規格のニーズ・シーズを収集するとともに、それを踏まえた新規規格の制定等の取組を推進します。

<事業イメージ>

1.

国際標準化の議論

ISO

スマート農業

国際標準化の動向を把握

戦略の検討

ISO

日本の意見の反映

2.

優良事例の収集
普及素材の作成

研修会による普及・啓発、
各社でのPR

ニーズ・シーズ収集
新たなJAS制定

<事業の流れ>

国

委託

民間団体等

【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室（03-6744-2098）

21

22

＜対策のポイント＞

生産性向上に資する多収性品種、スマート農業の推進に資する機械作業適性品種、気候変動に適応する高温耐性等の革新的な特性を持った品種の開発を実施します。また、新品種開発の加速化に向けた施設整備を実施します。

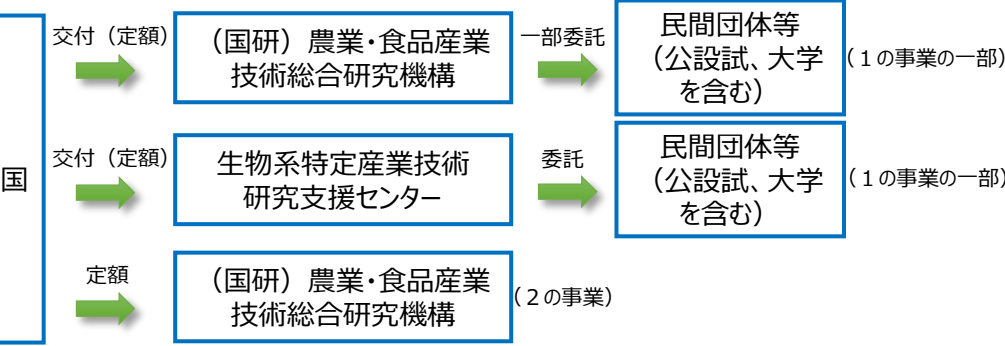
＜事業目標＞

多収性、機械作業適性、病害虫抵抗性、高温耐性等の特性を持つ、直面する農業課題を解決する基盤となる革新的新品種の開発〔令和12年度まで〕

＜事業の内容＞

1. 政策ニーズに対応した革新的新品種開発 600百万円
食料安全保障の確保等を図るため、開発段階から生産者・消費者・実需者のニーズを踏まえた、今後の国内農業の基盤となる革新的な新品種の開発を、産学官の連携により推進します。
2. 革新的新品種開発加速化施設整備 380百万円
世代促進を可能とする施設を整備し、品種候補の選抜期間を短縮し新品種の開発を加速化します。

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 (1の事業)
(1の事業のうちBNI強化作物品種)
(2の事業)

＜事業イメージ＞

政策ニーズに対応した革新的新品種開発

◆今後の国内農業の基盤となる革新的な新品種を開発

- 生産性向上に資する多収性品種
- スマート農業の推進に資する機械作業適性品種
- 急激な気候変動下でも生産性を維持する高温耐性品種
- 環境負荷低減に資する病害虫抵抗性品種
- 国産への転換や輸出の促進に資する高付加価値品種
- 輸入に依存する肥料の使用量低減に資するBNI強化作物品種

樹姿を壁状に仕立てやすく、作業の機械化に適したリング

(写真：農研機構)
粒数を増やして多収化した小麦

革新的新品種開発加速化施設整備

◆新品種育成加速温室の整備

自動遮光装置等を設置することで、温室内で1年間に複数回作物を栽培（世代促進）することを可能。

温室イメージ

農林水産技術会議事務局研究統括官（生産技術）室 (03-3502-2549)
国際研究官室 (03-3502-7467)
研究調整課 (03-3502-7472)

＜対策のポイント＞

環境と調和のとれた食料システムの確立に向け、調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向けたモデル的取組の横展開や有機農業の取組拡大、地域資源の循環利用を図るとともに、環境負荷低減の取組強化のための新たな制度設計に必要な調査等を行います。

＜政策目標＞

みどりの食料システム戦略に掲げたKPI（重要業績評価指標）の達成〔令和12年まで〕

＜事業の内容＞

1. みどりの食料システム戦略緊急対策交付金 3,281百万円

地域の特色を生かしたモデル的取組の横展開を図るため、以下の取組を支援します。

- ① 環境負荷低減活動定着サポート：みどり認定農業者による環境負荷低減の取組の拡大・定着に向けたサポートチームの体制整備
- ② グリーンな栽培体系加速化事業：「グリーンな栽培体系」への転換の加速化に向け、速やかに普及すべき技術の検証や、複数の産地で実施する環境にやさしい栽培技術の検証等
- ③ 有機農業拠点創出・拡大加速化事業：有機農産物の学校給食での利用や産地と消費地の連携等による生産から消費まで一貫した有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）づくり及び有機農業を広域で指導できる環境整備
- ④ 有機転換推進事業：慣行農業から有機農業への転換促進
- ⑤ SDGs対応型施設園芸確立：環境負荷低減と収益性向上を両立した施設園芸重点支援モデルの確立
- ⑥ バイオマスの地産地消：地域のバイオマスを活用したバイオマスプラントの導入、バイオ液肥の利用促進
- ⑦ みどりの事業活動を支える体制整備：みどり法の特定認定等を受けた生産者やその取組を支える事業者が行う機械・施設導入等
- ⑧ 地域循環型エネルギーシステム構築：再生可能エネルギー利用のモデル的取組及び未利用資源や資源作物のエネルギー利用を促進する取組
- ⑨ 農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり：地域の資源・再生可能エネルギーを地域の農林漁業において循環利用する包括的な計画の策定やその計画に基づき行う施設整備等

2. 環境負荷低減の取組強化のための新たな制度設計等 547百万円

- ① クロスコンプライアンスの本格実施に向けた緊急検証事業：環境負荷低減のクロスコンプライアンスの円滑な導入に向けた検証及びマニュアル作成の実施
- ② グリーン化に向けた新たな環境直接支払交付金の設計のための緊急調査事業：新たな環境直接支払交付金の設計に必要な調査の実施
- ③ 農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業：農業分野のプラスチック排出抑制に向けた計画策定、プラスチック代替資材への切替え検討

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



＜対策のポイント＞

農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

＜政策目標＞

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上〔令和12年まで〕

＜事業の内容＞

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。

2. 農業支援サービスの先進モデル支援

農産物の生産・流通等の方式転換とサービス事業体の事業性の向上を合わせて図るため、食品事業者等需要を起点に受託面積を大幅に拡大する取組、複数産地が連携して同一サービスを利用する取組、ドローン等を多作業・多品目に利用する取組と、これらサービスの速やかな事業展開を図る取組を支援します。

3. 農業支援サービスの立ち上げ支援

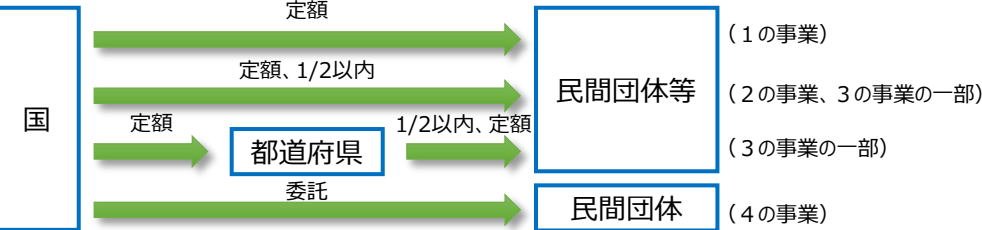
サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等のほか、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援します。

4. 農業支援サービスの土台づくり支援

- ① サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」を策定します。
- ② 事業を開始する際の留意事項等を整理した「スタートアップガイド」を策定します。

※ 2 及び 3 は、中山間地域等に対する優先枠等を設けます。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

橋渡し支援	先進モデル支援
スマート農業機械等のカスタマイズ 産地生産者 ↔ 開発者	サービス事業体が産地や食品事業者等と連携したモデル的な取組をソフト・ハード一体的に支援 (取組イメージ) ① 食品事業者との連携による受託面積の大幅な拡大 ② 複数産地の連携によるスマート農業機械の共用 ③ ドローン等の多作業・多品目利用
立ち上げ支援	土台づくり支援
サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立を支援 ① ニーズ調査や試行的なサービス提供、人材の育成 ② サービス提供に必要な農業機械の導入	サービス事業の環境整備 ① 「標準サービス」の策定 ② 「スタートアップガイド」の策定

スマート農業技術のサービス利用等を通じて農業の持続的な発展を実現